

越 監 公 表 第 1 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和5年（2023年）1月20日付け越監第163-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年2月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

市民協働部

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 調定事務において、行政財産使用料の計算に誤りのあるものがあった。

行政財産使用料の計算方法については、越谷市行政財産の使用料に関する条例及び同施行規則等の定めるところによるものとされている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、使用料の計算に誤りがあったため過少に徴収していたものである。(市民活動支援課)

【措置等の内容】

本件については、行政財産使用料の算定が、越谷市行政財産の使用料に関する条例等に規定されている方法により算定されていなかったこと、また、その算定された金額の確認が不十分であったため誤りが生じたものです。

指摘後、算定方法を改めて確認し、令和4年12月22日に使用許可の相手方から当該使用料の不足分が納入されました。

今後は、再発防止に向けて事務処理基準を再認識するよう職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

市民協働部

【指摘事項】

<収入事務>

(2) 収納事務において、行政財産使用料の徴収が行われていないものがあった。

行政財産使用料の徴収については、越谷市会計規則及び越谷市行政財産の使用料に関する条例等の定めるところによるものとされている。

当該使用料の収納状況を確認したところ、行政財産の使用を許可したにも関わらず、徴収の手続きを行っていなかったものである。(市民活動支援課)

【措置等の内容】

本件については、越谷市会計規則及び越谷市行政財産の使用料に関する条例等に規定されている方法により手続きをしていなかったこと、また、その手続きの確認が不十分であったため徴収が行われていなかったものです。

指摘後、規定されている方法により手続きを行い、令和4年11月4日に使用許可の相手方から当該使用料が納入されました。

今後は、再発防止に向けて規定方法による手続きを再認識するよう職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。